



発行  
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…八  
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…九  
○開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…一〇

告示

●東京都告示第千五百四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

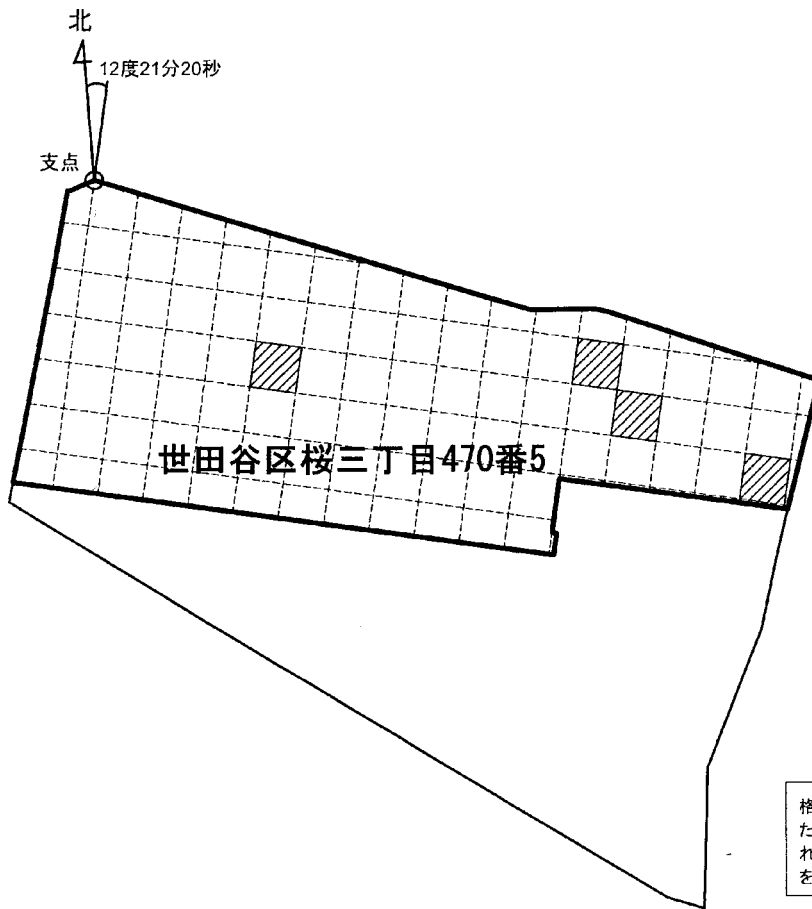
平成二十八年九月八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区桜三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、世田谷区桜三丁目470番5の最北端とする。

【格子の回転角度(12度21分20秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

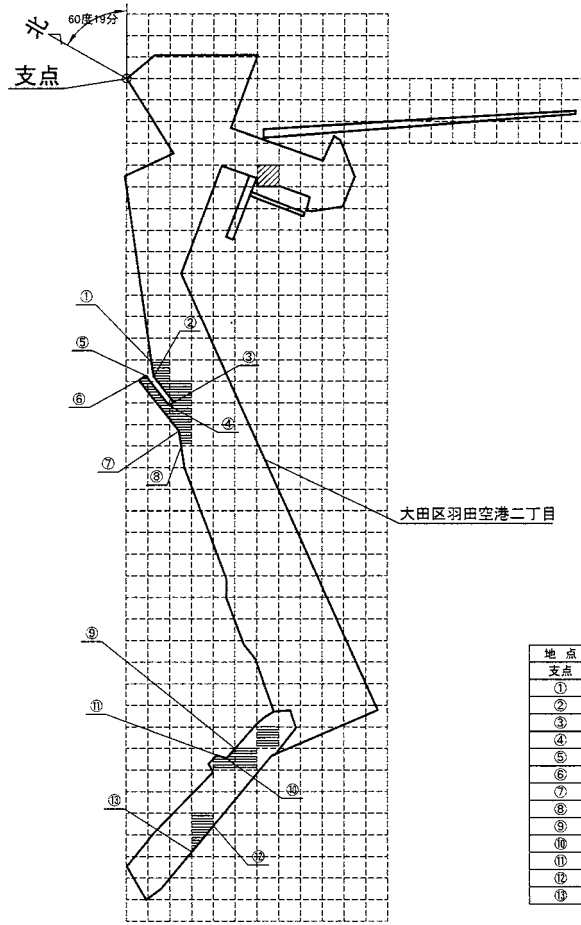
平成二十八年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



座標値一覧

地点	X	Y
支点	-50140.037	-6384.361
①	-50214.403	-6481.519
②	-50219.211	-6497.592
③	-50233.767	-6504.617
④	-50238.428	-6507.838
⑤	-50216.749	-6409.517
⑥	-50214.266	-6503.227
⑦	-50242.472	-6515.153
⑧	-50246.010	-6519.435
⑨	-50337.956	-6627.965
⑩	-50338.648	-6633.846
⑪	-50330.932	-6634.098
⑫	-50347.639	-6662.910
⑬	-50345.059	-6678.406

凡例

- 形質変更時届出区域  
(この告示で指定する区域)
- 形質変更時届出区域  
(平成25年東京都告示第798号により指定した区域)
- 単位区画
- 事業敷地

<支点>  
 支点は、事業敷地の最北端(X=-50140.037 Y=-6384.361)とする。

<格子の回転角度:60度19分>  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※表中の座標値は、「東京国際空港基準点測量」から引用した値

●東京都告示第千五百四十三号

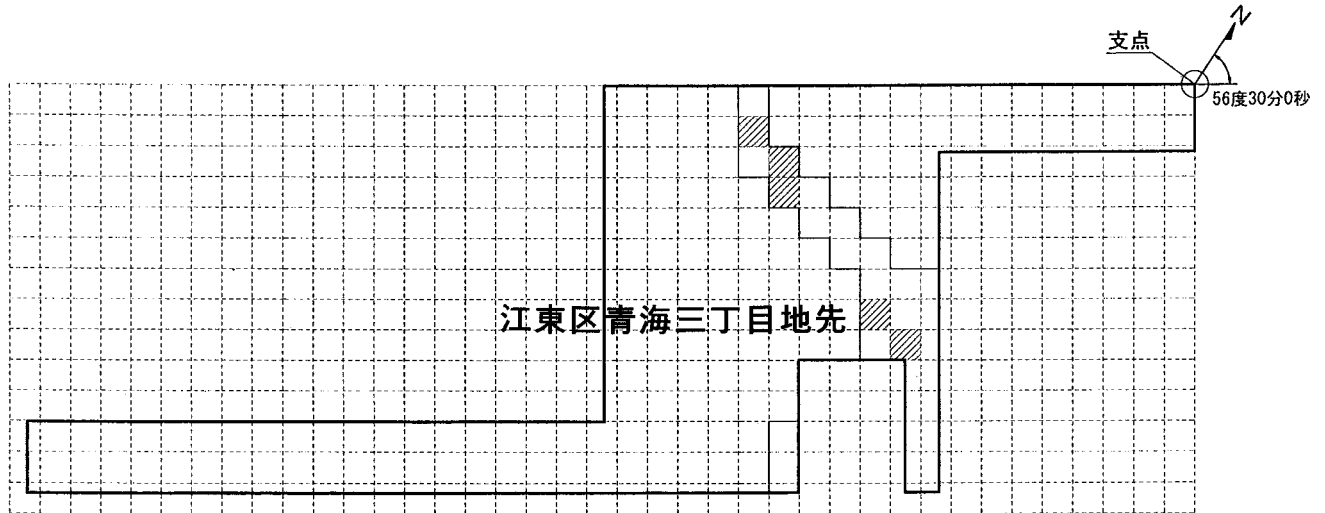
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時届出区域 別図のとおり(江東区青海三丁目地先地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



**【凡例】**

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【支点】**  
 支点の位置は  
 X=-44050.810  
 Y=-2533.243  
 とする。  
 ※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律  
 (平成13年法律第53号) 附則第2条の規定により世界測地系  
 座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度(56度30分0秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十四号

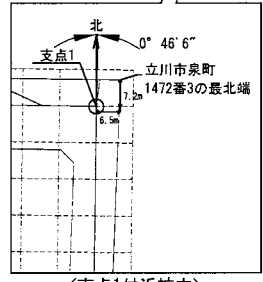
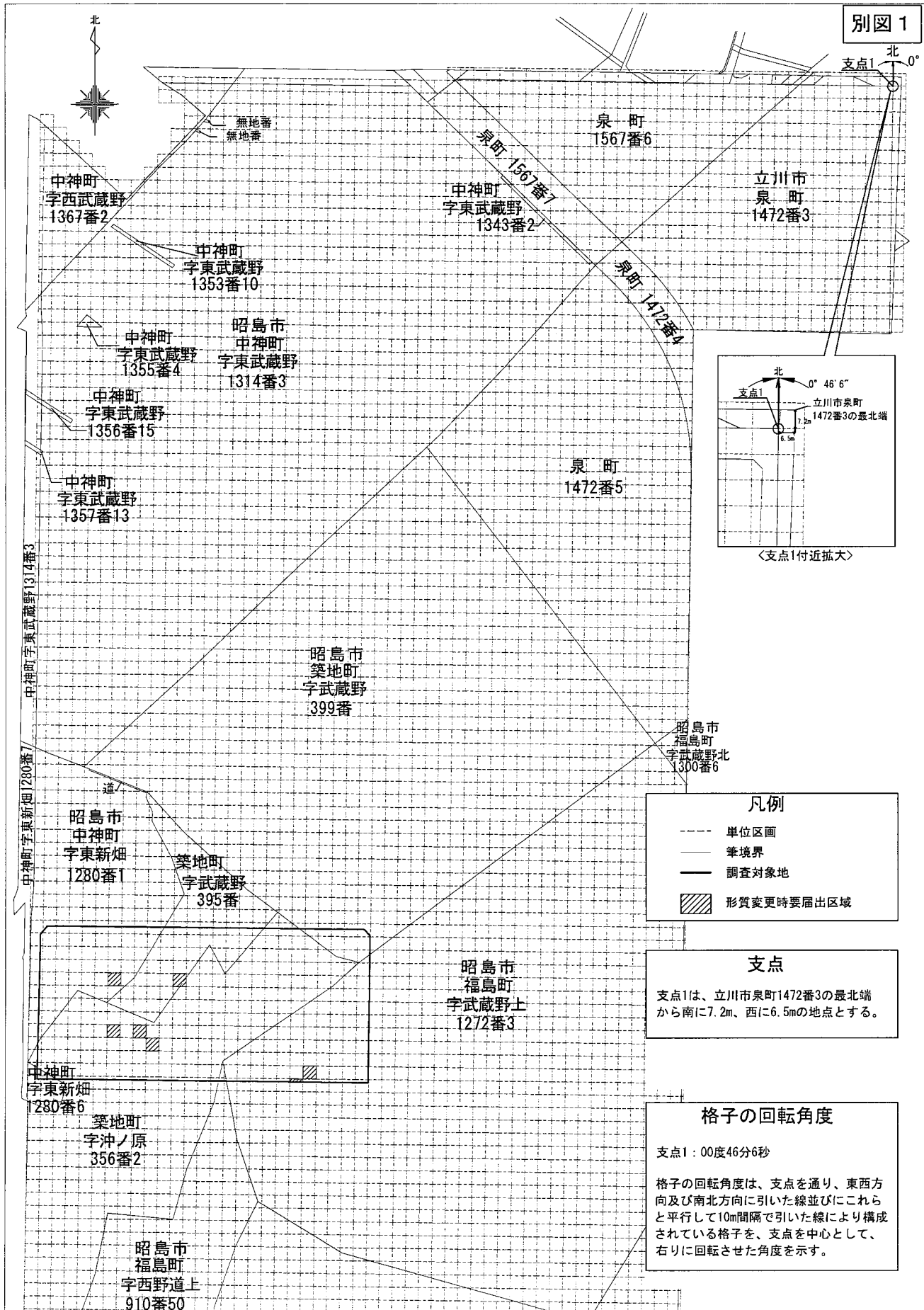
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図一及び別図二のとおり  
 (昭島市築地町字沖ノ原地内、同市築地町字武蔵野地内、  
 同市中神町字東新畑地内、同市福島町字武蔵野上地内及  
 び同市福島町字砂川道下地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい  
 ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図1



- 凡例**
- 単位区画
  - 筆境界
  - 調査対象地
  - ▨ 形質変更時要届出区域

**支点**

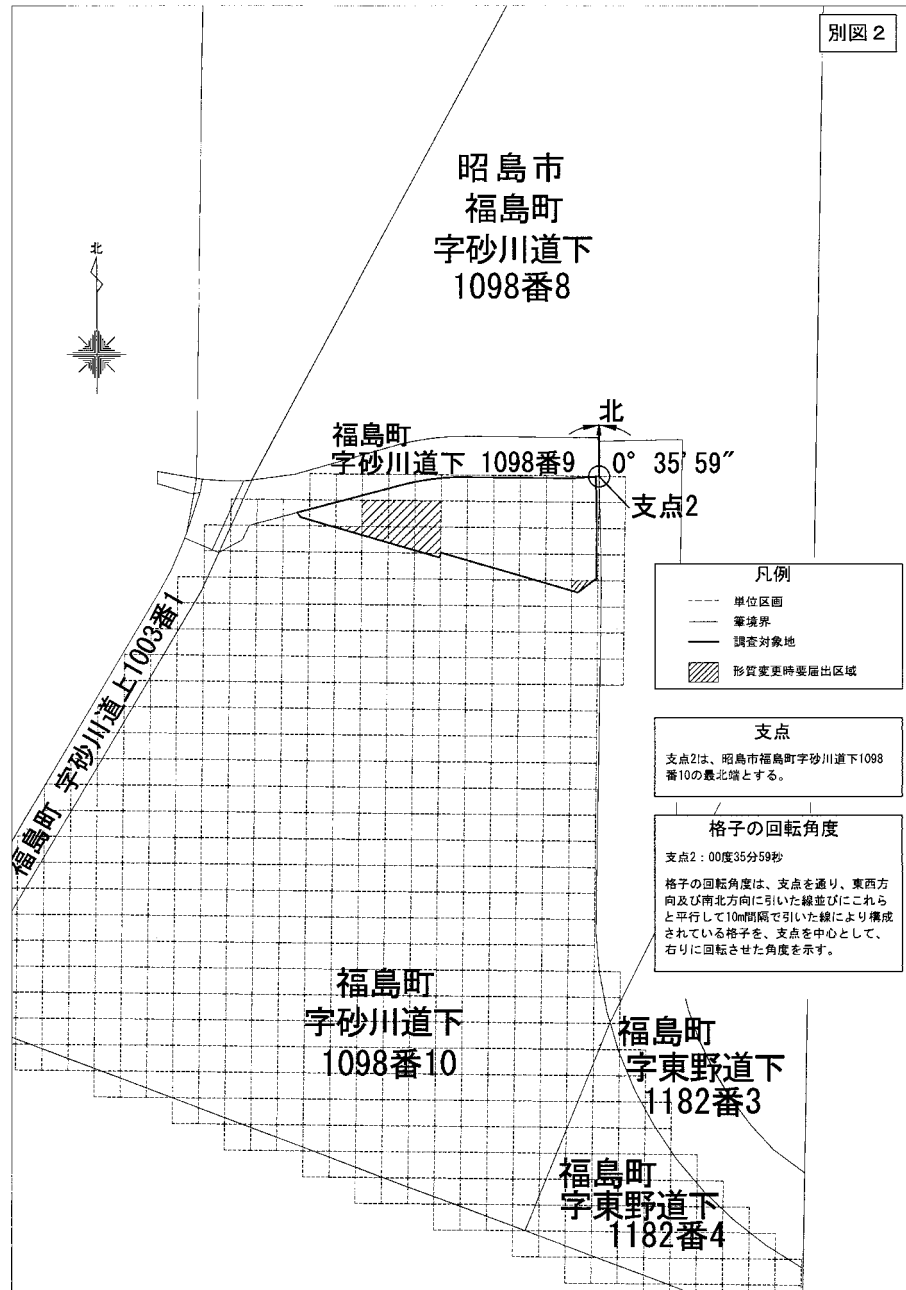
支点1は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

**格子の回転角度**

支点1：00度46分6秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右りに回転させた角度を示す。

別図2



**凡例**

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要措置区域

**支点**

支点2は、昭島市福島町字砂川道下1098番10の最北端とする。

**格子の回転角度**

支点2：00度35分59秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十五号

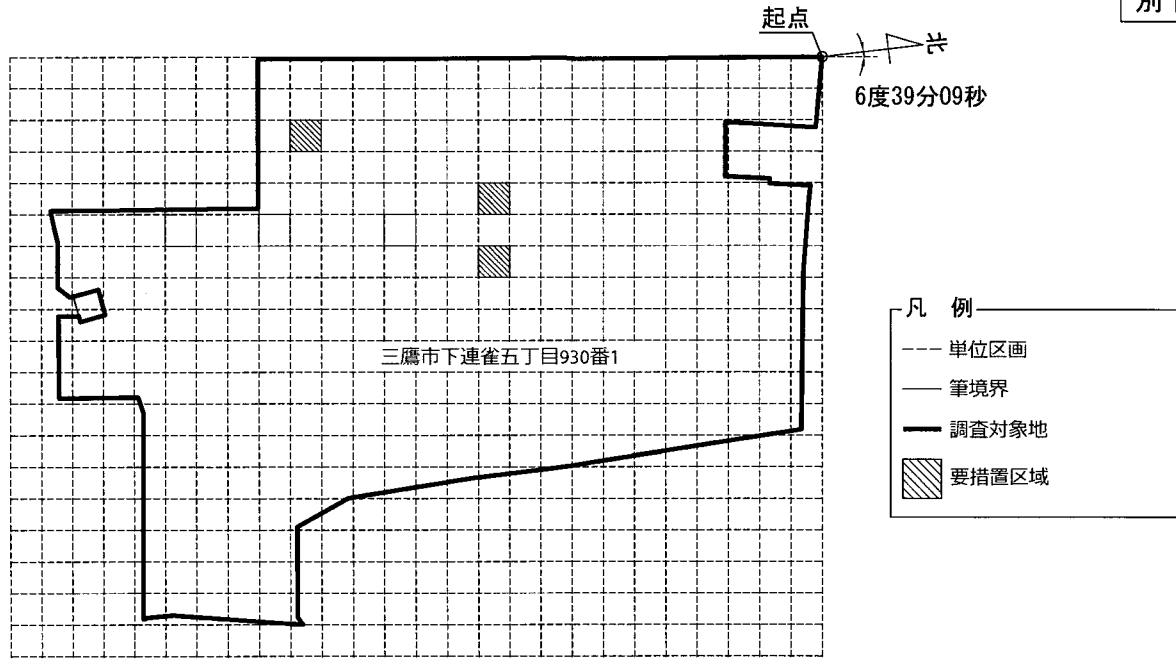
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（三鷹市下連雀五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定、原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



**起 点**  
 起点は、三鷹市下連雀五丁目930番1の最北端とする。

**格子の回転角度 (6度39分09秒)**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十六号

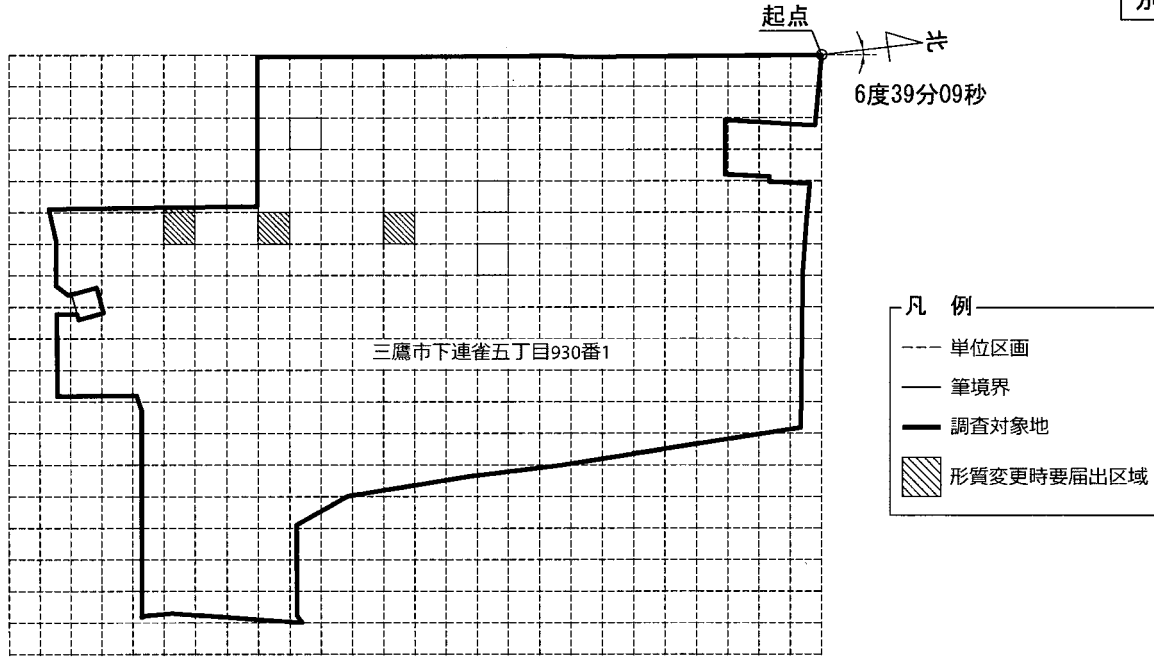
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三鷹市下連雀五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



起 点

起点は、三鷹市下連雀五丁目930番1の最北端とする。

格子の回転角度(6度39分09秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人復興応援かけこみキャラバン

三 代表者の氏名

熊谷 勝美

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市上水本町二丁目十二番六一号

五 定款に記載された目的

この法人は、二〇一一年三月十一日東日本大震災で被災した東北の人たちに対し、音楽や秋祭りの開催により心を癒す場を提供することや豊かな心や文化を育むこと、またその中から生じる生活再建に向けた取り組みなどを継続して支援することを通じて、復興支援に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)



<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳩の翼</p> <p>三 代表者の氏名 高田 穰治</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都小金井市前原町三丁目九番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者に対して地域社会の中で、安らぎを持った生活が営めるように、保健・医療・福祉に関する事業を行い、高齢者及びその家族の福祉増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人えこひろば</p> <p>三 代表者の氏名 阿部 晴子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三十二番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、世田谷区内に生活の基盤を置く全ての市民に対して、資源消費型から資源やエネルギーを大切に する生活習慣に転換していくために、環境やごみ減量、 リサイクル等の啓発活動に関する事業を行い、地域の環</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人港陸上クラブ</p> <p>三 代表者の氏名 皿井 鉄就</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝五丁目二十九番二十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主に港区の小中学生を対象として、陸上</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子どもへのまなざし</p> <p>三 代表者の氏名 中川 ひろみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都日野市万願寺一丁目二十五番地の八</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の人とともに、子どもたちを『子ども時代』の主人公としてありのままを受け止め、 あたたかいまなざしで支えていく活動をし、「次の時代 を生きる子どもたちにとって大切なこと」を第一に考え る社会の実現を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクTAMA</p> <p>三 代表者の氏名 神山 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市元横山町二丁目六番二十三ー六〇五号</p> <p>五 定款に記載された目的 本法人は、食品ロスの削減に取り組みとともに、食品 を必要としている貧困者、高齢者、児童及び災害にあわ れた方々等に食品を提供する事業を行うことにより、共 生社会実現のために寄与することを目的とする。(以上</p>
<p>境保全と市民の環境意識の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子どもへのまなざし</p> <p>三 代表者の氏名 中川 ひろみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都日野市万願寺一丁目二十五番地の八</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の人とともに、子どもたちを『子ども時代』の主人公としてありのままを受け止め、 あたたかいまなざしで支えていく活動をし、「次の時代 を生きる子どもたちにとって大切なこと」を第一に考え る社会の実現を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクTAMA</p> <p>三 代表者の氏名 神山 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市元横山町二丁目六番二十三ー六〇五号</p> <p>五 定款に記載された目的 本法人は、食品ロスの削減に取り組みとともに、食品 を必要としている貧困者、高齢者、児童及び災害にあわ れた方々等に食品を提供する事業を行うことにより、共 生社会実現のために寄与することを目的とする。(以上</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年九月八日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>競技の研究・指導を通じて、スポーツの基本である「走る、跳ぶ、投げる」を学び、子どもたちの心身の健全な育成を図るとともに、陸上競技大会などへの参加・開催によりスポーツ振興を図り、人とスポーツの調和のとれた社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

八 日野市西平山五丁目三十九番九、同番九地先及び同番五十八  
日野市多摩平一丁目二番地の一大木ビル内  
株式会社大木不動産  
代表取締役 大木 茂

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

六 武蔵野市吉祥寺東町二丁目五百三番四十一及び同番百六十六  
国分寺市西恋ヶ窪二丁目十五番地二十三  
株式会社北田設計事務所  
代表取締役 北田 英和

小平市回田町三百二十六番一  
中央区銀座六丁目十七番一  
号

番一の一部及び同番二から同番九まで  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
代表取締役 藤林 清隆

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

